

平成 31 年

奥州市教育委員会会議録

第 3 回定例会 3 月 25 日招集

奥州市教育委員会

1 開会、閉会等に関する事項

開催日時 開会 平成 31 年 3 月 25 日（月）午前 10 時

閉会 平成 31 年 3 月 25 日（月）午前 11 時 51 分

開催場所 奥州市役所江刺総合支所 4 階 特別会議室

2 出席委員の氏名

1 番 田面木 茂 樹 委員（教育長）

2 番 吉 田 政 委員

3 番 小 澤 絹 子 委員

4 番 高 橋 キ エ 委員

5 番 及 川 憲太郎 委員

3 説明のため出席した職員の職及び氏名

千田良和教育部長、千田淳一教育総務課長、朝倉啓二学校教育課長、
及川和徳学校教育課主幹、高橋利徳歴史遺産課長、二階堂純協働まちづくり部生涯学習スポーツ課長

事務職員出席者：千葉教育総務課長補佐

4 本日の会議に付した事件（議事日程第 1 号）

第 1 会期の決定

第 2 教育長報告 生徒指導について

第 3 議案第 1 号 市議会の議決を経るべき事件の追加議案に対する意見の申出に係る臨時代理処理に関し承認を求めることについて

第 4 議案第 2 号 奥州市教育委員会事務局の職員（部課長等の管理職にかかわる分）の人事異動を定めることに係る臨時代理処理に関し承認を求めることについて

第 5 議案第 3 号 奥州市立水沢中学校整備基本構想及び基本計画検討委員会設置要綱の制定について

第 6 議案第 4 号 奥州市立小中学校に就学すべき者の学校の指定に関する規則の一部改正について

第 7 議案第 5 号 奥州市文化財保護調査員設置規則の一部改正について

第 8 議案第 6 号 奥州市教育委員会公印規程及び奥州市教育委員会文書規程の一部改正について

第 9 議案第 7 号 奥州市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正について

第 10 議案第 8 号 奥州市教育委員会の所管に属する教育機関の職員（非常勤特別職である教育機関の長にかかわる分）の人事に関し議決を求めることについて

第 11 議案第 9 号 奥州市立小中学校再編基本計画の見直しについて

第 12 議案第 10 号 奥州市における部活動の在り方に関する方針について

5 会議の概要

開会、会議成立宣言、本日の会議日程について「議事日程第1号」により進めることを宣言、秘密会とする議決（教育長報告「生徒指導について」）、秘密会とした教育長報告「生徒指導について」は学校ごと又は児童生徒の個々の状況に関わらない部分のみを公表することの議決、議案の審議

第1 会期の決定について

本日1日と決定。

第2 教育長報告

生徒指導について

※ 説明要旨及び質疑等の内容は非公開。

以上で教育長報告を終わる。

第3 議案第1号 市議会の議決を経るべき事件の追加議案に対する意見の申出に係る臨時代理処理に関し承認を求めることについて

千田教育総務課長が議案を朗読、田面木教育長が提案理由を説明し、補足説明を千田教育部長が行った。

【提案理由】

- ・ 議案第1号については、平成31年第1回奥州市議会定例会において、市議会の議決を経るべき事件の追加議案を作成することについて、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定により、市長から当委員会の意見を求められたが、教育委員会を招集するいとまがなかったことから、「教育長に対する事務委任等に関する規則」の規定に基づき臨時代理処理を行い、市長に対し意見の回答を行った。

ついては、この処理に対し、同規則の規定により当委員会の承認を求めるため、本案を提出するものである。

【補足説明】

- ・ 平成31年第1回奥州市議会定例会に市長が追加提案した議案のうち、教育委員会に関するものは、「議案第43号平成30年度奥州市一般会計補正予算（第13号）」1件である。

今回の補正予算は、本年度における肉付け予算として6月補正予算で措置していた「水沢小学校高置水槽交換等工事」経費について、工法検討に不測の日数を要したことや、当該工法が低温時期の施工が困難なものであることにより、年度内完了が見込めないため、繰越明許費を補正し、翌年度に繰り越して事業を実施できるよう、所要の措置をするものであり、10款教育費については、資料にあるとおり小学校費を22,046,000円減額し、補正後の予算総額を6,316,175,000円とするものである。

併せて、地方債の補正については、義務教育施設整備事業を変更するものである。

質疑及び討論なし

採決の結果、原案のとおり決することに全員異議なし。

原案可決。

第4 議案第2号 奥州市教育委員会事務局の職員（部課長等の管理職にかかわる分）の人事異動を定めることに係る臨時代理処理に関し承認を求めることについて

千田教育総務課長が議案を朗読、田面木教育長が提案理由を説明し、補足説明を千田教育総務課長が行った。

【提案理由】

- ・ 議案第2号については、教育委員会事務局の管理職職員の人事異動の決定について、「教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第1号の規定に基づき、臨時代理処理を行ったことから、同規則第4条第1項の規定に基づき、当委員会の承認を求めるため、本案を提出するものである。

【補足説明】

- ・ 部課長等の管理職に関わる分で、出向者及び転入者それぞれ7名となっている。詳細は資料のとおり。

質疑なし。人事案件につき討論を省略。

採決の結果、原案のとおり決することに全員異議なし。

原案可決。

第5 議案第3号 奥州市立水沢中学校整備基本構想及び基本計画検討委員会設置要綱の制定について

千田教育総務課長が議案を朗読、田面木教育長が提案理由を説明し、補足説明を千田教育総務課長が行った。

【提案理由】

- ・ 議案第3号については、奥州市立水沢中学校の改築整備に当たり、地域特性を反映しつつ、将来を見据えた教育機能を備えた学校の整備基本計画等の検討を行うため、奥州市立水沢中学校 整備基本構想 及び基本計画 検討委員会を設置することとし、その設置に必要な事項を定めるため、本要綱を制定しようとするものである。

【補足説明】

- ・ 組織は、委員会は委員12人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者の内から教育委員会が委嘱し任命する。検討された内容は教育委員会へ報告いただく

き、基本構想については教育委員会で議決頂くもの。なお、委員会において議決頂いた内容を持って市長に報告し、市長は設置者としてその考え方にに基づき、工事の設計及び発注を行う流れになる。組織は、第3条において水沢小学校、佐倉河小学校、水沢中学校の各校長、保護者、教職員で構成する団体から推薦を受けた者、地域団体から推薦を受けた者、教育委員会が必要と認める者、第4号は学識経験者を想定している。以上の委員12名で構成し、31年度内に報告を頂いて本委員会で決定をする流れとなる。

【質疑等】

吉田委員：制定の趣旨で、改築整備とあるが、新築を含めたものなのか。

千田教育総務課長：全くない状態から建てる場合を新築という言葉を使っている。

今回は、既存の中学校から新たに建て直すことなので改築となる。

小澤委員：第3条の2の任期は、計画策定の日までとなっているが、31年度内の任期ということか。

千田教育総務課長：検討委員会では策定を頂くというのが委員の業務の内容となる。それが完成するまでとなる。31年度中には構想なり計画を確定させなければならぬということで進めていきたい。

及川委員：委員は任期途中で変わらない方がよい。統合に携わったことのある方も選んだ方がよい。

千田教育総務課長：計画策定後も建設を推進する中で委員会を設置することになるが、その際にも継続してお願いしたいところ。さまざまな角度からご意見を頂くよう学識経験者等をメンバーに加えている。

高橋委員：生徒に自分たちが学ぶ学校がどのような形が良いか意見を聞く場面を作ってほしい。その意見が反映させるというものではなく、自分たちが一緒に考えるというのは大切だと思う。

千田教育総務課長：地域の皆さん、保護者にはアンケートなどご意見を頂く場面を作っていきたい。また、学校運営の中でそのような場面が作れるか検討していきたい。

討論なし

採決の結果、原案のとおり決することに全員異議なし。

原案可決。

第6 議案第4号 奥州市立小中学校に就学すべき者の学校の指定に関する規則の一部改正について

千田教育総務課長が議案を朗読、田面木教育長が提案理由を説明し、補足説明を千田教育部長が行った。

【提案理由】

- ・ 議案第4号については、北上市立照岡小学校の統合に伴い、稲瀬第6区の就

学予定者の就学すべき学校を、統合小学校開校までの間、奥州市立稲瀬小学校又は 北上市立照岡小学校のいずれかを選択できることとするため、本件規則の一部改正をしようとするものである。

【補足説明】

- ・ 既に定例会において経過を説明してきたが、北上市立照岡小学校の統合に伴い、これまで照岡小を就学すべき学校としていた「稲瀬 6 区」に居住する児童について、統合までの期間に就学すべき学校を「稲瀬小学校または照岡小学校のいずれかとする」とするものである。
- ・ 具体的な規則の改正内容としては、規則の附則に「見出し」を設け、「見出し（経過措置）」の中で定めるものである。
- ・ ちなみに、平成 31 年度は、照岡小学校在籍の児童の稲瀬小学校への転入や稲瀬 6 区に在住する児童の稲瀬小学校への新入学の申し出はない状況である。

質疑及び討論なし。

採決の結果、原案のとおり承認することに全員異議なし。

原案承認。

第 7 議案第 5 号 奥州市文化財保護調査員設置規則の一部改正について

千田教育総務課長が議案を朗読、田面木教育長が提案理由を説明し、補足説明を高橋歴史遺産課長が行った。

【提案理由】

- ・ 議案第 5 号については、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」による地方公務員法の一部改正に伴い、会計年度任用職員制度が導入されることから、特別職として任命する奥州市文化財保護調査員の任期を改正法の施行期日を超えないものとするため、本件規則を一部改正しようとするものである。

【補足説明】

- ・ 文化財保護調査員については、各地区振興会から推薦をいただき 1 名委嘱して、地区の文化財所有者と教育委員会との橋渡し、文化財パトロール、文化財の指定に向けた調査等をお願いしているところである。
- ・ 改正の趣旨だが、現在の規則では、文化財保護調査員の任期は、2 年としており、現在委嘱しております文化財保護調査員の任期は、平成 30 年 6 月 1 日から平成 32 年 5 月 31 日までとなっている。これが「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」による地方公務員法の一部改正に伴い、会計年度任用職員制度が導入されることから、文化財保護調査員の任期については、平成 32 年 4 月 1 日を超えないものとするため、本規則の改正をしようとするものである。

改正の内容は、第 3 条で任期を 1 年以内に改めるものである。

- ・ 施行期日については、公布の日としているが、現に文化財保護調査員として

委嘱されているものの任期は、平成 32 年 3 月 31 日までとすることとしている。

- ・ 市長部局の様々な相談員や支援員などについても同様に改正するものであり、それらに併せて本規則を改正しようとするものである。

質疑及び討論なし。

採決の結果、原案のとおり決することに全員異議なし。

原案可決。

第 8 議案第 6 号 奥州市教育委員会公印規程及び奥州市教育委員会文書規程の一部改正について

千田教育総務課長が議案を朗読、田面木教育長が提案理由を説明し、補足説明を朝倉学校教育課長が行った。

【提案理由】

- ・ 議案第 6 号については、奥州市立田原中学校の廃止に伴い、同校に係る公印及び文書の記号に係る規定を削るため、関係訓令の一部を改正しようとするものである。

【補足説明】

- ・ 今回の改正は、田原中学校の閉校に伴い、資料にあるように田原中学校及び田原中学校長の公印に係る部分を削除するとともに、文書規程の田原中学校に係る部分を削除するものである。

質疑及び討論なし

採決の結果、原案のとおり決することに全員異議なし。

原案可決。

第 9 議案第 7 号 奥州市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正について

千田教育総務課長が議案を朗読、田面木教育長が提案理由を説明し、補足説明を千田教育総務課長が行った。

【提案理由】

- ・ 議案第 7 号については、市の組織再編により、市長部局の組織に置く職を見直したことに伴い、引用する規定を整理するため、本訓令の一部を改正するものである。

【補足説明】

- ・ 施行期日は、平成 31 年 4 月 1 日。奥州市市長部局行政組織規則第 3 条第 1 号について、各支所のグループ制により組織が改められることから、引用条項

について所要の整備をするものである。

質疑及び討論なし

採決の結果、原案のとおり決することに全員異議なし。

原案可決。

第10 議案第8号 奥州市教育委員会の所管に属する教育機関の職員（非常勤特別職である教育機関の長にかかわる分）の人事に関し議決を求めることについて

千田教育総務課長が議案を朗読、田面木教育長が提案理由を説明した。

【提案理由】

- ・ 議案第8号については、教育委員会の所管に属する、非常勤職員である教育機関の長の任免について、当委員会の議決を得るため、本案を提出するものである。任命の内容については資料を御覧いただきたい。

質疑なし。人事案件につき討論を省略。

採決の結果、原案のとおり決することに全員異議なし。

原案可決。

第11 議案第9号 奥州市立小中学校再編基本計画の見直しについて

千田教育総務課長が議案を朗読、田面木教育長が提案理由を説明し、補足説明を朝倉学校教育課長が行った。

【提案理由】

- ・ 議案第9号については、「奥州市立小中学校再編基本計画」を別冊資料のとおり見直すことについて、本委員会の決定を得るため提案するものである。

【補足説明】

- ・ はじめに、学校再編基本計画の見直しの経過を説明する。学校再編基本計画は、平成20年3月に教育委員会定例会で議決されていたが、約10年が経過し、学校や地域の状況も変化していることから、平成29年3月に適正規模等検討委員会を設置し、計画の見直しについて協議してきた。具体的には、保護者、児童生徒、教職員を対象としたアンケートや、地域懇談会を開催し、意見を聞きながら協議してきたところである。
- ・ 当初は3年をかけて協議することとしていたが、基本計画の見直し案については意見が出尽くし、概ね反対意見はないということから、検討委員会において、「基本計画の見直しを1年前倒ししてまとめ、来年度からは具体的な学校再編の姿を協議する段階に入った方がよい」と判断された。このことを受け、

3月13日、検討委員会委員長より見直し案についての答申をいただいたものである。

- ・ それでは、見直し案の内容について、ポイントを絞って説明する。事前配布資料の「奥州市学校再編基本計画に関する新旧対照表」をご覧ください。

1点目だが、2ページをご覧ください。現在の学校規模の状況を踏まえ、課題を4点挙げている。

- ① 児童生徒数が20～30%の割合で減少していくこと。
- ② 学校間の規模の差が大きいこと。
- ③ 5学級以下の小規模校（小学校は複式学級のある学校）が多いこと。
- ④ 教員配置や教育課程の実施等に支障をきたしていること。

2点目だが、3ページをご覧ください。「これまでの学校再編についての経過」の中で、今回の検討委員会による検討状況を加えている。

3点目だが、4ページをご覧ください。「学校再編の目的」の中で、小規模校のメリットとデメリット、特に複式学級のメリットとデメリットについて言及している。

4点目だが、5ページをご覧ください。「適正な教員配置と指導体制の充実」の中で、小学校の複式学級の解消、中学校の全ての教科の専門の教員の配置の必要性を述べている。

5点目だが、6ページから7ページに、「適正な学校規模、通学距離・時間に係る国の基準・考え方」をまとめている。特に、平成20年の計画策定以後、平成27年に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」が文部科学省から出されているので、そのことについて示している。

6点目だが、8ページをご覧ください。奥州市としての適正規模の考え方を示している。つまり、この見直し案において、この部分が案の中心部分となる。

適正規模については、現行の計画と同様に「12～18学級」としている。また、9ページに示しているとおり、奥州市独自に「学校規模の下限」として6学級を許容範囲とすることを定めることも現行の計画を同様となっている。しかし、8ページの表の下にあるように「複式学級の解消」を盛り込んでいる。併せて、小学校においては6学級で児童数90人以上であれば担任外の教員が配置になることから、その規模の確保を付け加えている。

10ページをご覧ください。適正な通学距離については、現行の計画どおり、国の基準の2倍の「小学校8km、中学校12km」としている。適正な通学距離については、国の示している基準と同様に「1時間以内」と新たに示している。

7点目だが、11ページをご覧ください。「学校再編における配慮事項について」は、現行の計画をそのまま掲載することとしているが、検討委員会による答申の中で、付帯意見として「地域の考え方を尊重しつつ、地域との話し合いの中で理解と協力を得ながら進めること」など、特に留意する必要があるとされている。

【質疑等】

小澤委員：通学時間の1時間以内というのは往復なのか。

朝倉学校教育課長：片道になる。

小澤委員：できる限り通学時間を短くしていただきたいと思っている。また、奥州市は小規模校の先生の配置が優遇されているが、今後も優遇されるよう配慮していただきたい。

朝倉学校教育課長：胆沢中学校や前沢中学校では、人によってバスのルートによって回らなければならない場合もあるが、1時間以内となっており、原則そのように取り扱っていく。

職員配置については、毎年優遇されるよう希望しているが、少し減っているようである。

小澤委員：部活をしたいがために、スクールバスを利用していないお子さんも結構いる。その辺はどのように考えるか。

朝倉学校教育課長：統合の際に、地域の方々との話し合いで、スクールバスを走らせることが条件としてあった。その条件を受けて走らせているが、委員さんのお話もあることから今後検討していかなければならないと考えている。

吉田委員：学校再編の計画についてですが、地域懇談会でさまざま話し合い、基本計画ができた。これを具体的に進めていく段階のときに、どのように使っていくのかが大きな問題になってくる。

朝倉学校教育課長：具体的には、次に立ち上げられる学校再編の委員会の中で、検討し進めていかなければならないが、今までこうだから、こうしなさいというものではない。学校規模では検討を要する地域となっていることから、地域ではそのように考えますか、と聞きながら地域ごとに進めていくことになろうかと思っている。

採決の結果、原案のとおり決することに全員異議なし。

原案可決。

第12 議案第10号 奥州市における部活動の在り方に関する方針について

千田教育総務課長が議案を朗読、田面木教育長が提案理由を説明し、補足説明を朝倉学校教育課長が行った。

【提案理由】

- ・ 議案第10号については、「奥州市における部活動の在り方に関する方針」を別冊資料のとおり定めることについて、本委員会の決定を得るため提案するものである。

【補足説明】

- ・ はじめに、方針の策定に関する経緯をご説明する。平成30年3月に出された国のガイドライン、平成30年6月に出された県の方針を受け、奥州市としての方針を策定するものである。

策定の目的は、4つ目にあるように、「生徒のバランスの取れた生活の確立」と「教職員の勤務負担の軽減」である。

- ・ 続いて、主な内容についてご説明する。「適切な活動時間・休養日等の設定」について基準を示したものである。中段の箱囲みにあるとおり、「平日1日以上、週末1日以上の休養日を設定すること。」「1日の活動時間は、平日2時間程度、休業日は3時間程度とすること」としている。これは県の方針に準じている。
- ・ 加えて、奥州市独自に「原則 20 時を超える活動を行わないこと」という内容を加えている。これは、学習や食事・睡眠時間等を確保し、生徒の健全育成を目指そうとするものである。
- ・ 以上のような方針については、既に各学校の了解を得ている。加えて、3月7日に説明会を開き、保護者やスポーツ少年団等の関係団体にも説明している。
- ・ 来年度1年間は移行期間と考え、方針の趣旨の理解に努めるとともに、方針に基づいて活動した結果をもとに改善を加えていくことも視野に入れている。

【質疑等】

小澤委員：中学校の部活動の位置付けですがこれは強制なのかそうでないのか、部活動の一番の目標とするところは何かを聞きたい。この計画をスポーツ少年団や保護者の方に説明会を開いた時の反応をお聞きしたい。私が聞いたところでは、スポーツ少年団の指導者は反対していた。

朝倉学校教育課長：中学校の部活動の位置付けですが、岩手においては全員に限るとされている。全国的に言えば 100%は岩手だけであり、そのほかは自主的な加入がほとんどである。部活動の目的は、興味のある者同士が集まって、集団での活動を通してさまざまな経験をして学んでいくのが主であるが、そこを越えて勝利至上主義になる場合があることから、履き違えないようにしていきたい。説明会でのスポーツ少年団の反応は、多くの反対の意見を頂戴した。指導者を学校の外部からお願いしているために、その方が来られるのは7時からなので7時から9時までやらせてほしい、競技スポーツの向上のために、個人の能力の技術を上げていくためには、練習時間を確保してあげたい、など様々なご意見を頂戴した。今後、状況を踏まえながら方針は基本に置きながらも、運用において若干の改善を図らなければと考えている。来年度1年はこの方針で進めていきたい。

小澤委員：子どもによってはやりたいくない子が気持ちを出せないでいることもあると思う。今回出された方針をしっかりと進めて欲しい。

吉田委員：この1年の成果を期待したい。

及川委員：奥州市として現在の教職員の実績というのは上がっているのか。また、8時までというのは客観的なデータがあるのか。専門的にやりたい先生と不得意な先生とのマッチングを検討いただいて、教職員の負担を減らしていただきたい。教育委員会として今後どのように関わっていくのか。

朝倉学校教育課長：中学校教員の時間外勤務については、平均すると月 60 時間程度、1日にすると3時間程度となる。その多くの原因は部活動と生徒指導の対応となっている。午後8時の線を決めたのは、国では科学的な根拠を出しているが、奥州市はその根拠に習ったわけではなく、子どもたちの生活を考えたときに、家に帰って8時30分過ぎにご飯を食べて勉強をしたときのことを考

えたもの。7時では活動ができにくくなると思われることから、8時という線を決めさせていただいた。一関市も同様となっている。部活動指導は、研修を充分に行い、勝利至上主義ではないということをご理解いただいた上で主旨を徹底しながらお願いしたい。各学校においても校長先生にもご理解いただき進めていく。指導員の配置は、先生の専門外の部活動の場合に、技術的な指導ができるように配慮するよう学校にお願いしている。今後の状況把握は、年間計画の下に毎月部活動の時間を報告頂くこととしている。その状況把握と教員、指導員から状況を把握していくことになる。

高橋委員：先ほどの7時から9時までの指導時間について話があり、今回原則8時となったが、勉強が終わってから部活動が始まるまでの間は、自主的な活動をする時間はないのか。合わせると2時間以上になると思うが、具体的なところを教えてほしい。

朝倉学校教育課長：部活動によって様々です。7時からの体育館の予約をしているので、1回帰って夕飯を食べてから集まる場所や、部活動から引き続きするというところもある。6時からであれば、宿題をやってから始める部もある。

高橋委員：ガイドラインができたということは、子どもたちにとってバランスの取れた生活が送れるとか、先生方の働き方を改革できることから、せっかくできたこのガイドラインを、指導者や子どもたちに理解できるように指導して行ってほしい。

教育長：この方針を理解していただき進めていく。

採決の結果、原案のとおり決することに全員異議なし。

原案可決。

閉会